

30—03 P U D T

審理の併合又は分離

1. 審理の併合

(1) 審理の併合の意義

ア 審理の併合の定義

審理の併合とは、二以上の審判事件を同一の審判手続によって審理することをいい、当事者の双方又は一方が同一である二以上の審判については、その審理の併合をすることができる（特§154①、実§41、意§52、商§56①、§68④）。

ただし、適用される法律が異なるため、無効審判における当事者の攻撃防御に関する手続が大きく異なる事件の併合は原則として行わない。

イ 審理の併合の目的

審理の併合は、審理の重複を避けて審理手続を簡素化するとともに、審決相互の矛盾抵触を防ぐことを目的として行われる。

（例）特許について複数の無効審判が請求されたとき、それぞれの審判ごとに訂正請求が提出されると、審決の確定の先後により審理の対象が異なり錯綜するので、審理の併合を活用し、訂正請求等の手続を共通化する。

(2) 審理の併合の要件

ア 当事者の双方又は一方の同一性

「当事者の双方」又は「当事者の一方」が同一人であれば良く、当事者系の審判事件であっても、査定系の審判事件であっても、それぞれ審理を併合することができる。

イ 二以上の審判

審理の併合をすることができる「二以上の審判」は、同種類の審判とする。

なお、再審については、特許無効審判及び、延長登録無効審判の確定審決に対する再審に併合・分離についての規定を準用している（特§174③、実§45、意§58④、商§61）。

ウ 審理の併合の必要性

審理の併合により前記審理の併合の目的を達成することが期待できると判断されることが必要である。併合の目的を達成することが期待できるものとしては、例えば、次のものが考えられる。

- (ア) 同様な証拠調べがあるもの。
- (イ) 対象となる発明の技術的な基礎が共通しているもの。
- (ウ) 引用例・証拠方法が同じであるもの。
- (エ) 同一の権利に対する複数の無効審判。

特許、意匠、商標、新実用新案、旧実用新案の無効審判の請求の理由は、その要旨を変更する補正は認められないので、無効理由を異にするものについては、併合審理の目的に沿い審理の迅速化の観点から、併合審理とするか否か判断する。

エ 審理を併合する時期

審理の併合をすることができる時期は、審理の終結前までである。

(3) 審理の併合の手続

ア 審判官（合議体）による判断

審理の併合をするか否かの判断をする権限を有する者は合議体であり、合議体は自由な判断に基づいて職権でその決定をすることができる。

イ 審理の併合の通知

審判長は、審理を併合するときは、その旨を当事者に通知する。

(4) 審理の併合の効果

ア 審決

審理を併合した審判事件については、同時に同一の審決書で併合された事件ごとに審決することができる。

イ 提出書類、証拠方法等の利用

二以上の審判の審理が併合された場合には、併合前にそれぞれの審判事件について提出又は提示された書類その他の物件、それぞれの審判事件の審理において得られた証拠方法等は、併合された審判事件において利用することができる。

ただし、前記の証拠方法を併合された審判事件の審理において採用する場合には、特 § 153（職権による審理）、特 § 150（証拠調べ及び証拠保全）、特 § 134（答弁書の提出等）、特 § 159②の規定により準用する特 § 50（拒

絶理由の通知)の規定の趣旨からみて、当事者に対して、関連する特許等について意見を申立て又は答弁書を提出する機会を与えなければならないと解する。例えば、A、Bの二特許無効審判事件を併合し、A審判事件について提出された無効理由Xにより、B審判事件に係る特許B1をも無効にしようとする場合であって、B審判事件について無効理由Xに対する答弁書を提出する機会が与えられていないときは、併合された審判事件の審理において特許B1について前記の趣旨の答弁書を提出する機会を与えなければならない。

(5) 判定における審理の併合

判定については、二以上の判定について、その審理を併合し、またさらにその審理の分離をすることができる(特§71③、実§26→特§71③、意§25③、商§28③)。

なお、目的、要件、手続及び効果については、審判の例による。

(6) 便覧中の審理の併合に係る項目一覧

ア 審決の手続	→ (45—01の4.)
イ 当事者系審決の記載事項	→ (45—03の2.)
ウ 審決、決定の結論の表示方法	→ (45—04の5.(3))
エ 特許(登録)無効審判の審理	→ (51—09の5.)
オ 訂正審判の審理	→ (54—06の4.)
カ 判定の審理	→ (58—02の2.(4))
キ 商標登録異議申立てについての審理	→ (66—05の1.(2))
ク 特許異議の申立てについての審理	→ (67—07)

2. 審理の分離

(1) 審理の分離の意義

審理の分離とは、審理の併合をしたもの、すなわち、二以上の審判事件を同一の審判手続によって審理することとしたものを分離することを言い、審理の併合をしたときは、さらにその審理の分離をすることができる(特§154②、実§41、意§52、商§56①、§68④)。

これは、ある審判事件が他の審判事件と関連性がないと認められ、したがって同

一手続で審判する必要がないのみならず、かえって審理の複雑化及び遅延の原因になっていると認められる場合に、審理を分離し、各別の手続によって審理することにより、手続の簡明と促進を図るものである。

(2) 審理の分離の要件

審理の分離をすることができるのは、審理を併合した場合に限られる。

(3) 審理の分離の手続

ア 審判官（合議体）による判断

審理の分離をするか否かの判断をする権限を有する者は合議体であり、合議体は自由な判断に基づいて職権でその決定をすることができる。

イ 審理の分離の通知

審判長は、審理を分離するときは、その旨を当事者に通知する。

(4) 審理の分離の効果

分離された審判事件は、別個独立の審理手続で審理判断され、審決も別々にされることになる。

分離までに提出された書面等の証拠資料は、双方の手続に共通に効力を有する。

(改訂 R1.6)